

首都圏中央連絡自動車道 谷田川高架橋(下部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 24-11 週休2日推進工事に要する費用 「週休2日推進に係る諸経費額」 金抜設計書 番号59 「週休2日推進に係る諸経費額」	「週休2日推進に係る諸経費額」の調査基準価格を算出する方法について、共通仮設費および現場管理費と同様に「週休2日推進に係る諸経費額に10分の9を乗じて得た額」で算出すると考えてよろしいでしょうか？	積算に関する質問については、お答えできません。
2	調査基準価格の算出方法	調査基準価格の算出方法について、本工事の公告日が令和4年4月26日であるため、NEXCO東日本ホームページ(https://www.e-nexco.co.jp/bids/stipulation/)に記載の「工事における低入札価格調査について」においては、「令和3年7月1日以降から令和4年6月30日までに入札公告等を行うもの」に、本工事は該当すると考えてよろしいでしょうか？	そのとおりお考えください。
3	特記仕様書 24-2-5 構造物掘削 特殊部A、B	構造物掘削 特殊部Aおよび特殊部Bで鋼矢板、火打ち、腹起しは他の施工箇所への転用はしないと考えてよろしいでしょうか？	貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
4	工事全般	最近の資材価格の急激な高騰により、工事材料における実際の購入価格(業者見積)と物価資料等の単価に乖離があります。工事受注後に工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)に基づき設計変更をする場合、国土交通省が令和4年6月17日に発出した「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の運用改定について」(https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000105.html)を準用し、『購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。』が本工事にも適用されると考えてよろしいでしょうか？	本工事の契約図書は、入札公告(説明書)1-13. (1)に示すとおりです。